

【別表C(5) (公益目的事業継続予備財産)】

公益目的事業継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性	公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ~ iv の観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組		
<p>i 市内産業の活性化を振興するための産業振興事業や調査研究及び尼崎市中小企業センターの運営事業。また、尼崎市市内中小企業の勤労者の福祉向上を図るための共済事業のうち福利事業を行っています。</p> <p>ii 公益事業比率が80%超の状態が続いており、経常収益においては当年度▲42,630千円、前年度▲47,181千円と厳しい収支状況が続いています。</p> <p>iii 当機構の所在地は10年以内の発生が予見される南海トラフ巨大地震の被災予想範囲内であり、近年増加傾向にある巨大台風の被災等により事業の継続が困難となる可能性があります。</p> <p>iv 平時よりBCPの策定をすすめ、災害等の被災からいち早く事業を再開し、市内中小企業の支援を行うために取り組んでいます。災害等の被災時においてこそ市内産業・中小企業への支援等が求められる立場にあり、当機構の事業継続が必要と考えます。そのため、不測の事態に備え公益目的事業継続予備財産を保有します。</p>			
②限度額	10,000,000	円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。
<p>センターの運営を継続するためには、予見し難い災害への備えが不可欠です。特に水害等に被災した場合、施設機能を維持するためには迅速な緊急修繕が求められ、とりわけ、雨水ポンプ・雨水管などの重要設備は被害を受けやすく、こうした突発的な修繕に対応できるよう、速やかなセンター運営の再開を目的とし、予備財産を保有します。予備財産を保有する金額の算定根拠として、雨水ポンプ・雨水管の修繕費を計上しました。</p>			
③公益目的事業継続予備財産額	使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。		
②限度額	使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益目的事業継続予備財産額
10,000,000 円	240,384,089 円	⇒	10,000,000 円

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額＝公益目的事業会計の資産額(対応する負債を除く)－公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	1,101,630,707 円
公益目的事業会計の負債額	2	43,751,060 円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3	818,415,907 円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4	920,349 円

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

控除対象財産の額 3欄	31	818,415,907 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 C(1)5欄のうち公益目的事業会計に係る額	32	0 円
指定純資産の額	33	184,469,466 円
31欄-32欄-33欄	34	633,946,441 円
引当金勘定の合計額	35	11,887,050 円
各資産に直接対応する負債の額 C(1)5欄+6欄+7欄のうち公益目的事業会計に係る額	36	30,594,170 円
その他負債の額 2欄-35欄-36欄	37	1,269,840 円
一般純資産の額	38	873,410,181 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	920,349 円

控除対象財産の額 3欄	31	0 円
指定純資産の額	33	184,469,466 円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	11,887,050 円
その他負債の額 2欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	873,410,181 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円